

## 一般廃棄物処理基本計画改定の考え方について

### 1 一般廃棄物処理基本計画とは

「一般廃棄物処理基本計画」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（＝廃掃法）第6条第1項の規定により定めることが義務付けられた法定計画であり、中長期的な視点に立ち、ごみの減量や適正処理を推進するための基本的な方針を示す『基本計画』と基本計画を実施するために必要な事業計画を単年度ごとに示す『実施計画』とで構成されています。

### 2 計画改定の必要性

現行の「基本計画」は、令和6（2024）年度を目標年度として令和5（2023）年3月に一部改訂したところですが、現行期間の計画期間終了に伴い、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（＝プラ新法）の施行など、ごみ処理に関する国の動向に対応するとともに、本市のごみ処理の現状と課題を踏まえた中で、令和7（2025）年度を始期とする新たな計画に改定する必要があります。

### 3 次期計画で留意すべき事項

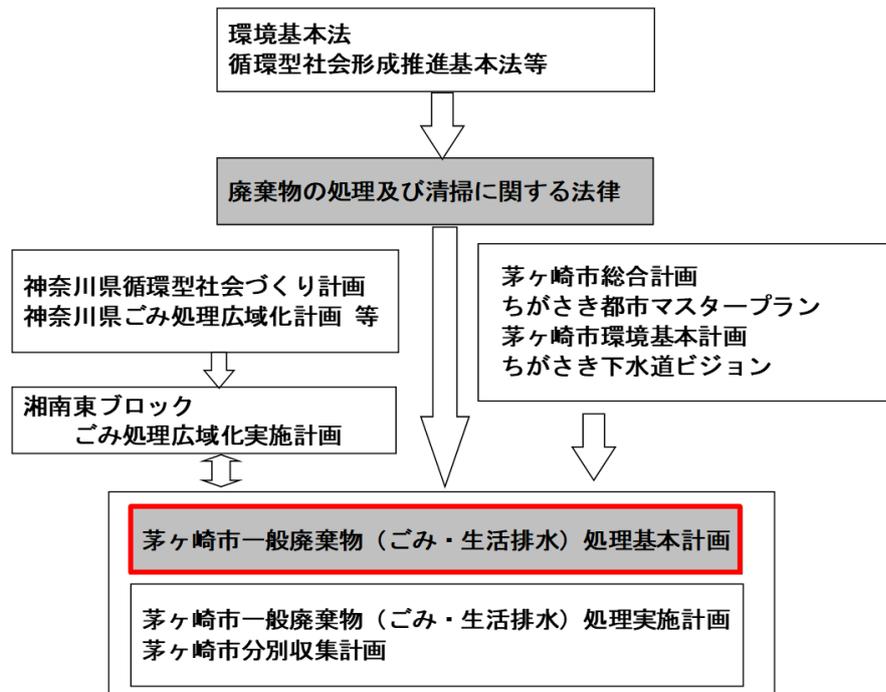
- (1) 次期計画の計画期間は **10年間（R7（2025）-R16（2034））**とし、中間見直し（R10（2028）-R11（2029））を行う（大幅な見直しは行わないこととする）。
- (2) 食品ロスの削減の推進に関する法律及びプラ新法に対応すべく、食品ロス及びプラスチックごみ削減の推進を明記する。
- (3) 次期計画は、記載すべき点（廃掃法及びごみ処理基本計画策定指針）を考慮のうえ、内容を簡素化しわかりやすいものとする。
- (4) 総合計画との整合を図るとともに、実態に即していない施策などを現実的なものとし、既に取組が終了している施策や今後終了する施策など、施策内容の大幅な見直しを行う。
- (5) 施策の評価基準の見直しを行い、できるだけ**定量的な**評価基準を設ける。

### 4 今後のスケジュール（予定）

R5.5月	次期計画改定の考え方を総合政策課に報告 一般廃棄物処理基本計画改定支援業務委託内容の仕様書確定
6月～7月	【諮問】一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画改定 入札・契約 組成分析調査実施 組成分析調査結果報告書納品
8月	令和5年度第1回審議会（次期計画改定に向けた報告）
11月	//第2回審議会（組成分析結果報告）
R6.2月	//第3回審議会（次期計画素案審議）
4月	令和6年度第1回審議会（次期計画素案審議）
6月	//第2回審議会（次期計画素案審議）

7月	//第3回審議会（次期計画素案審議）
	【答申】一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画改定
	次期計画（素案）作成
9月	政策調整会議・政策会議（次期計画素案協議）
	//第4回審議会（次期計画素案報告）
10月	全員協議会（次期計画素案協議）
11月	パブリックコメント（次期計画素案）
	//第5回審議会（次期計画素案報告）
	次期計画案作成
R7.1月	一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画改定（事務決裁）
	公表・市議会ポスティング

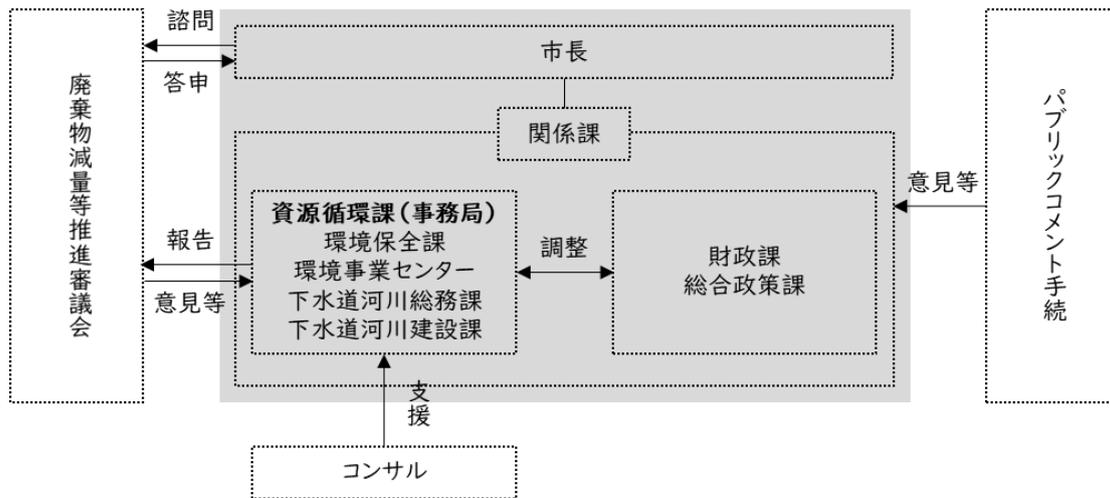
## 5 計画の位置付けについて



## 6 廃棄物減量等推進審議会について

本市では、廃掃法及び茅ヶ崎市附属機関設置条例に基づき、廃棄物減量等推進審議会を設置し、一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する事項などを調査審議しております。茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第28条では、「市長は、一般廃棄物処理計画の基本的事項の策定に当たっては茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会の意見を聴かなければならない」と規定されており、この度の計画改定にあたっては、当審議会に諮問し答申をいただきます。

## 7 計画検討体制のイメージ



## 8 参考(廃掃法抜粋)

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。